

長浜市告示第185号

長浜市違反広告物等指導要綱（平成26年長浜市告示第264号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第2項中「あたっては」を「当たっては」に改め、同条第3項中「住居の敷地等民有地」を「建物の内部」に、「居住者等」を「居住者又は管理者等」に改め、「るよう努め」を削り、同条第4項中「あたっては」を「当たっては」に改め、「第26条第2項」の次に「の規定」を加える。

第4条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第6条第1号ウ中「取消し」の次に「を」を加え、同条第3号ア（カ）中「第18条第1項の規定に基づく措置命令」を「第20条の規定に基づく除却命令」に改め、同号ア（カ）ただし書中「できないこと」の次に「に」を加え、「措置命令」を「除却命令」に改め、同号ア（キ）を削り、同号イ中「と見込まれる」を削り、同号イ（カ）中「第18条第1項の規定に基づく措置命令」を「第20条の規定に基づく除却命令」に改め、同号イ（カ）ただし書中「措置命令」を「除却命令」に改め、同号イ（キ）を削り、同号イ（ク）中「下記により」を「次のとおり」に改め、同号イ（ク）a中「是正期限」を「提出期限」に、「提出日から最長で」を「基準違反通知書の送付又は直接交付の日から」に改め、同号イ（ク）d中「第18条第1項の規定に基づく措置命令」を「第20条の規定に基づく除却命令」に改め、同号イ（ク）dただし書中「措置命令」を「除却命令」に改め、同号イ（ク）中dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

c 是正期限は、是正計画の内容を踏まえ、個別に協議の上設定するものとする。

第6条第3号イ中（ク）を（キ）とし、（ケ）を（ク）とし、同条第4号ア（ア）中「と見込まれる」を削り、「前号イ（イ）から同（オ）」を「前号イ（イ）から（オ）までの規定」に改め、同号ア（ア）ただし書中「前号ア（イ）から同（オ）」を「前号ア（イ）から（オ）までの規定」に改め、同号ア（イ）中「第18条第1項の規定に基づく措置命令」を「第20条の規定に基づく除却命令」に改め、同号ア中（ウ）を削り、（エ）を（ウ）とし、同号イ（ア）中「前号イ（イ）から同（オ）」を「前号イ（イ）から（オ）までの規定」に改め、同号イ（ア）ただし書中「前号ア（イ）から同（オ）」を「前号ア（イ）から（オ）までの規定」に改め、同号イ（イ）中「第18条第1項の規定に基づく措置命令」を「第20条の規定に基づく除却命令」に改め、同号イ中（ウ）を削り、（エ）を（ウ）とし、同号ウ中「又は条例第16条（管理義務）」を削り、同号ウ（ア）中「又は維持管理がされていない」を削り、「前号イ（イ）から同（オ）」を「前号イ（イ）から（オ）までの規定」に改め、同号ウ（イ）及び（ウ）を次のように改める。

（イ）指導を行っても必要な措置がなされないときは、条例第19条の規定に基づく許可の取消しを行うものとする。ただし、是正措置が行えないことについて、や

むを得ない理由があると市長が認めるときは、許可の取消しを猶予することができる。

(ウ) 許可の取消しを行った場合において条例第17条第1項に規定する期間内に除却されないときは、条例第20条の規定に基づく除却命令を行うものとする。

第6条第4号に次のように加える。

エ 条例第16条（管理義務）の規定に違反して表示されている屋外広告物、又は設置されている掲出物件の指導

(ア) 維持管理がされていない屋外広告物等については、前号イ（イ）から（オ）までの規定に準じて違反指導を行うものとする。

(イ) 指導を行っても必要な措置がなされないときは、原則として条例第18条第1項の規定に基づく措置命令を行うものとする。

(ウ) 措置命令を行っても必要な措置がなされないときは、条例第19条の規定に基づく許可の取消しを行うものとする。ただし、是正措置が行えないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、許可の取消しを猶予することができる。

(エ) 許可の取消しを行った場合において条例第17条第1項に規定する期間内に除却されないときは、条例第20条の規定に基づく除却命令を行うものとする。

(オ) 指導の過程で違反広告物等の是正措置が完了したときは、担当職員により是正の完了確認を行うものとする。

第7条中「措置命令」の次に「又は除却命令」を加える。

第8条を次のように改める。

（措置命令及び除却命令）

第8条 措置命令又は除却命令については、次のとおり行うものとする。

(1) 措置命令書（様式第5号）又は除却命令書の送達は、配達証明郵便又は直接交付のいずれかの方法により行うものとする。

(2) 前号の直接交付による送達において、相手方が正当な理由なく受領を拒否した場合は、配達証明郵便により送達する。

(3) 措置又は除却を完了する期限は、前2号の規定による措置命令又は除却命令を行った日から起算して原則1か月以内とする。

(4) 措置命令又は除却命令を行った日における措置命令又は除却命令対象の屋外広告物を写真撮影し記録する。

(5) 措置命令又は除却命令を行ったのち、違反広告物等を撤去したとき、又は是正のための許可を取得し、違反広告物等の是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行うものとする。

第9条第1号中「号）」の次に「の送達」を加え、「で送付する」を「又は直接交付のいずれかの方法により行うものとする」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の直接交付による送達において、相手方が正当な理由なく受領を拒否した場合は、配達証明郵便により送達する。

第10条を次のように改める。

(刑事告発及び行政代執行)

第10条 措置命令又は除却命令を行った場合において、措置又は除却を完了する期限を経過しても措置又は除却がなされないときは、原則として条例第21条の規定に基づく違反広告物である旨の表示とあわせ、所轄警察署長に刑事告発について協議をするとともに、法第7条第3項の規定に基づき行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定める措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。